

廃棄物(ごみ)の

野焼き(屋外焼却)は犯罪です！

最近、「自分の家の敷地内でゴミを燃やしていて臭いがする」「火事にならないか心配」など野焼きに対する苦情が多く寄せられています。

廃棄物の野焼きは(処理基準に従って行われない廃棄物の焼却)は、一部の例外を除いて法律で禁止されています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

穴を掘っての焼却、ドラム缶での焼却、ブロック積み焼却は野焼きとなります。



野焼き(屋外焼却)はなぜダメなのか？

南越清掃組合の焼却施設では、摂氏 800 度以上の高温で焼却を行いますが、野焼きでは焼却温度がおよそ摂氏 200～300 度程度であり、燃やすものによってはダイオキシン類が発生します。(することがあります)

野焼きは廃棄物(ごみ)の不適正処理であり、また、焼却時に発生する煙が大気汚染や悪臭を引き起こし、周辺環境及び私たちの健康や自然環境への深刻な影響を与えます。また、空気の乾燥しやすい時期には火災を引き起こす危険性もあります。

皆様へのお願い 家庭などのごみは、指定された日に

分別して、ごみステーションへ出してください。

野焼き禁止の例外

- ・国または地方自治体がその施設の管理を行うため必要な廃棄物の焼却
 - (例)河川管理のために伐採した草木等の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - (例)災害時の応急対策、火災予防訓練等
- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - (例)どんど焼き等の行事における門松やしめ縄などの焼却
- ・農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - (例)畑内の剪定枝の焼却、稻わらの焼却、田畠の畦草の焼却
- ・焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの

※ 「軽微」とは、煙の量や臭い等が近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。

周辺住民から苦情が生じた場合は軽微な焼却とは認められませんのでご注意ください

例外規定とされた行為であっても、煙等により周辺住民の生活環境等に影響を及ぼす恐れがある場合については、行政指導の対象となります。

焼却時には燃やすものを乾燥させた上で、風向き・燃やす量・時間帯等にくれぐれも注意して、必要最小限で行ってください。

タイヤやビニール・プラスチック類は、いかなる場合も焼却してはいけません。

以上のことを行なう際は、廃棄物の適正な処理を行い、自然環境、生活環境が保全されるよう、町民の皆様の一層のご理解とご協力を願っています。